

3 福体協第 2 2 6 号
令和 3 年 11 月 25 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

11月19日に開催された「第102回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり標記対策の改定が決定されました。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、関係者等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

なお、政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されるとともに、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」が取りまとめられ、令和3年11月19日付「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について」事務連絡がありましたので、併せてお知らせします。

記

<基本対策改定内容>

- (1) 飲食時は、感染リスクに十分注意すること。
- (2) 移動するときは、体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を実施すること。
- (3) 11月25日以降に開催されるイベントは、以下のとおり実施すること。
 - ・ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出すること。
 - ・ 上記イベント開催後は「結果報告書」を提出すること。
 - ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表を行うこと。
- (4) <大学・専門学校等>
感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をすること。

<小・中・高等学校>

マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策を実施すること。

(事務担当 競技スポーツ係 電話024—521—7896)